

よりよい保育に向けて ～不適切な保育を未然に防ぐ～

関西大学

山縣

文治



適切な保育・不適切な保育を 考える際の2つの起点

しなければならぬこと

してはならないこと

具体的に
考えてみ
ましょう

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

● (児童福祉施設の一般原則)

第5条第1項 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

● (入所した者を平等に取り扱う原則)

第9条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

● (虐待等の禁止)

第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

【虐待等】

- 保育所等における虐待等については、前述のとおり児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などにおいて規定されており、虐待等の行為は禁止されている。



保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

【不適切な保育】

- 全国保育士会：保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為
- 全国保育士会：5つのカテゴリー
 - ①子ども一人ひとり的人格を尊重しないかかわり
 - ②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ
 - ③罰を与える・乱暴なかかわり
 - ④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり
 - ⑤差別的なかかわり
- ガイドライン：虐待等と疑われる事案
- ガイドラインの解釈：
 - ①不適切な保育の中には虐待等が含まれ得る
 - ②不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものである

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

【不適切な保育】

● 全国的に保育所での保育士等による子どもへの関わ

尊重

こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりができているかどうかといった、より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等の取組は、不適切な保育や虐待等そのものへの対応とは峻別して、各保育所や自治体において取り組まれるべきものである。

② 不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものである

ガイドラインの考え方

適切な保育

虐待等と疑われる事案
(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

- 身体的虐待
 - 性的虐待
 - ネグレクト
 - 心理的虐待
- *この他、子どもの心身に有害な影響を与える行為

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（総則）

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

保育所保育指針と最善の利益 ～保育所の役割～

保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、**入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場**でなければならない。

保育所保育指針と最善の利益 ～保育所の役割～

幼保連携認定こども園教育・保育要領にも同様の記載があります。第5章にも職員の資質の関係で、最善の利益という記載があります（認定こども園教育・保育要領には、この章自体がありません）。

ることに取もいさわしい**生活の場**でなければならぬ。

保育所保育指針と最善の利益 ～保育所の役割～

私たちが考えるべきこと

- 子ども視点でみた最善の利益
- 福祉の増進の「福祉」とは何か
- 最もふさわしい生活の場とは何か

なければならない。

保育所保育指針と最善の利益 ～保育所職員に求められる専門性～

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

被措置児童等虐待

この法律で、【 **被措置児童等虐待** 】とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者または委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童について行う次に掲げる行為をいう。

被措置児童等虐待

この法律で、【 **被措置児童等虐待** 】とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の

入っていそうで入っていない児童福祉施設や事業は？

業務に従事する者が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童について行う次に掲げる行為をいう。

虐待防止法等にける虐待者 (高齢者虐待防止法)

- 高齢者虐待防止法

「**高齢者虐待**」とは、**養護者**による**高齢者虐待**及び**養介護施設従事者等**による**高齢者虐待**をいう。

- **養護者** : 高齢者を現に養護する者であって**養介護施設従事者等**以外のものをいう。

- **養介護施設従事者等**

虐待防止法等にける虐待者 (高齢者虐待防止法)

- 老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、地域包括支援センター業務に従事する者
- 老人居宅生活支援事業、は居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業において業務に従事する者

● 養介護施設従事者等

虐待防止法等にける虐待者 (高齢者虐待防止法)

● 高齢者虐待防止法

「**高齢者虐待**」とは、**養護者**によ
る**高齢者虐待**及び**養介護施設従事者**

子ども虐待との違いは何ですか？

- **養護者** : 高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう。
- **養介護施設従事者等**

虐待防止法等にける虐待者 (障害者虐待防止法)

● 障害者虐待防止法

「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待及び障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待をいう。

- 養護者 : 障害者を現に養護する者であって・・・
- 障害者福祉施設従事者等
- 使用者 :

虐待防止法等にける虐待者

(障害者虐待防止法)

・ 障害者支援施設、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを
経営する事業に従事する者をいう。

をいう。

- 養護者 : 障害者を現に養護する者であって・・・
- 障害者福祉施設従事者等
- 使用者 :

虐待防止法等にける虐待者 (障害者虐待防止法)

● 障害者虐待防止法

● 障害者を雇用する事業又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう

~~る者であって・・・~~

● 障害者福祉施設従事者等

● 使用者：

虐待防止法等にける虐待者 (障害者虐待防止法)

● 障害者虐待防止法

「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待及び障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

子ども虐待、高齢者虐待との違いは何ですか？

- 養護者：障害者を現に養護する者であって・・・
- 障害者福祉施設従事者等
- 使用者：

チェックリストの活用

- 全国保育士会では、「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を作成しました。ネット上で、無料でダウンロードできます。
- 職員による人権に触れる何気ない行為に気付く目を持つことで、虐待を防ぐこと、質の改善に資することを目的とするものです。
- 今日はこれを実際に実施してみましよう。
- 虐待を学ぶ冊子も出ています。（詳しくは、全国保育士会の「パンフレット、報告書等」の頁を。

子

- 全国保
園等に
チェツ
上で、
職員に

保育所・認定こども園等における

人権擁護のための セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～

<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>

- 今日
の改善
- 今日
は
- 虐待
を
全国保
等」の

用

認定こども
セルフ
。ネット
ます。

～「子どもを尊重する保育」のために～

るものです。
ましょう。
（詳しくは、
報告書

全国保育士会

5つのチェックポイント

- 「子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり」をしていない（10項目）
- 「物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ」をしていない（5項目）
- 「罰を与える・乱暴なかかわり」をしていない（5項目）
- 「一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり」をしていない（4項目）
- 「差別的なかかわり」をしていない（5項目）

自己点検をしてみよう

保育所・認定こども園等における
人権擁護のためのセルフチェックリスト

【集計表】

	(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり	(2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ	(3) 罰を与える・乱暴なかかわり	(4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり	(5) 差別的なかかわり
「していない」にチェックした数	個 / 10個	個 / 5個	個 / 5個	個 / 4個	個 / 5個
「していない」にチェックした割合	%	%	%	%	%

自己点検をしてみよう

保育所・認定こども園等における
人権擁護のためのセルフチェックリスト

- 5領域、29項目についてチェック
- 各項目について【YES】【NO】で自己評価
- 他者評価や相互評価も可能
- 5領域のレーダーチャートを作成
- 個人またはグループで振り返り
- 定期的に行うことを推奨

%

%

%

%

%

子ども一人ひとりの人格を 尊重しないかわり

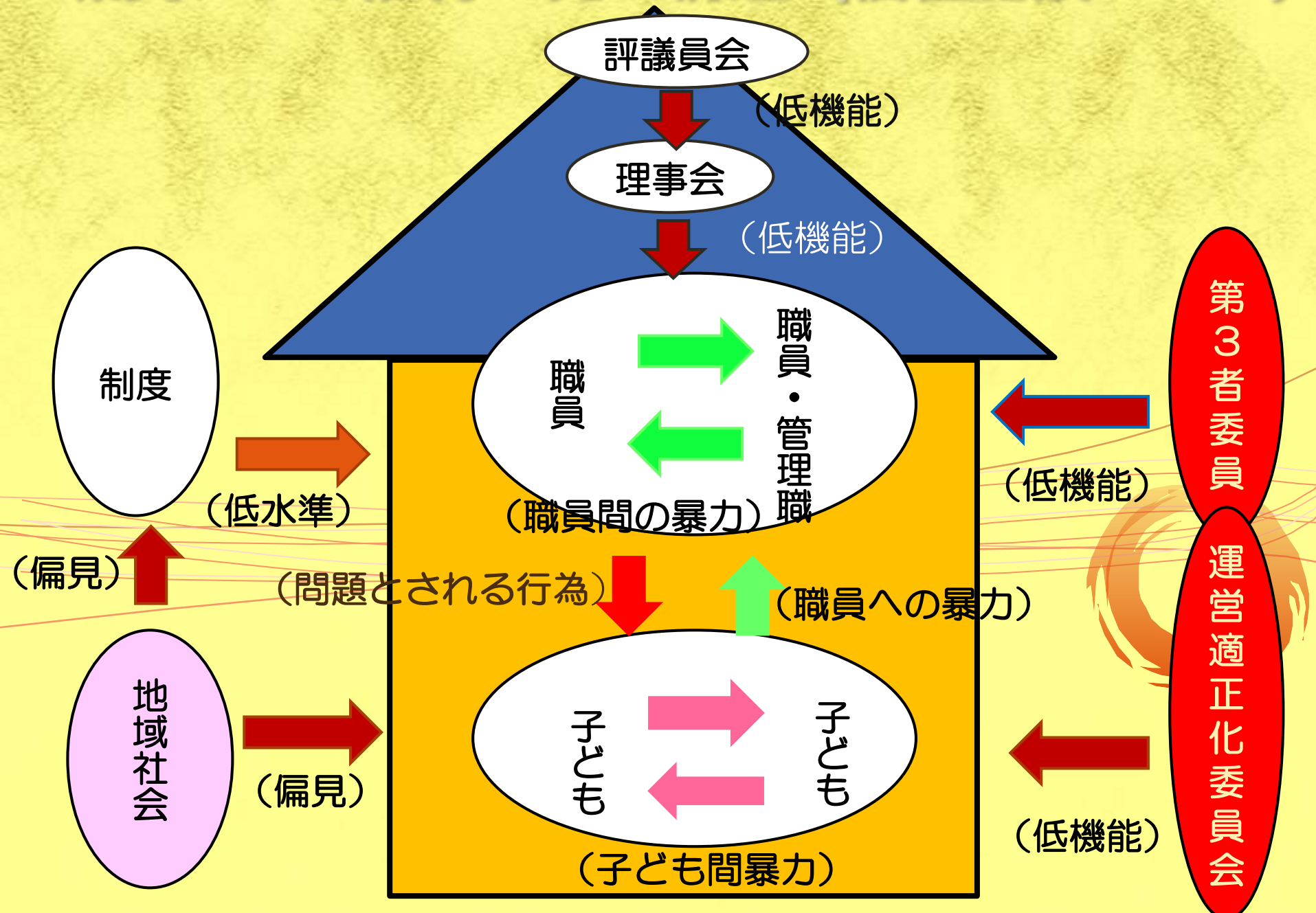
- 登園時（1項目）
- 日中（5項目）
- 昼食時（1項目）
- 降園時（1項目）
- その他（2項目）



作業の進め方

1. 10項目を振り返る。【3分間】
2. 模造紙に登園時から日中までの六つの枠を書き、振り返りを膨らませて、具体的にどのような事があったか、不安に感じたじかを、付箋に書く。ポイントのみでいい。【5分間】
3. 全体をみんなで眺めて、気になるもの、同じようなもの、場面が想像しがたいようなものがあれば、お互いに聞いてみたり、どうすればもっといい対応が取れたかを話し合う【20分間】
4. 誰か積極的に進行役になってください。

職員による虐待の発生構造（福祉施設モデル）



保育サービスにおいて 人権や権利を侵害するもの

- 個人の質
- 実践の質
- 組織の質
- 制度の質
- 社会・地域の質



保育サービスにおいて 人権や権利を侵害するもの

● 個人の質

- 職員の人権意識（倫理観・人間性）
- 職員の実践力 等

● 社会・地域の質

保育サービスにおいて

人権や権利を侵害するもの

- 個人の質
- 実践の質
- 組織の質
- 制度の質
- 社会・地域の質

- 保育に関わる計画
 - 保育内容
 - 保育実践
 - 過信（個人、組織含む）
 - 第3者的視点・振り返り視点
の欠如
- 等

保育サービスにおいて

人権

- 個人の質
- 実践の質
- 組織の質
- 制度の質
- 社会・地域

- 隠蔽体質
 - 閉鎖的体質
 - 利用者と提供者の関係の非対（対等）称性の理解不足
 - 他の職員の不適切な行為の放置・もみ消し
 - 理事会低機能
 - 評議会低機能
 - 第三者委員低機能
- 等

保育サービスにおいて 人権や権利を侵害するもの

- - 環境・職員配置等制度水準
 - ニーズの放置 等
- 制度の質
- 社会・地域の質

保育サービスにおいて

人権や権利を侵害するもの

- 子ども発達の理解不足
- 寛容さの欠如（保護者を含む）
- 超少子社会の危機感の薄さ 等

● 制度

● 社会・地域の質

- してはいけないことをする
- しなくてはいけないことをしない

してはいけないことをしないために、
しなくてはいけないことをしない状
況は、子どもの人権侵害である

安全

安心

安定

あんざん（安産）の里

親子関係の基盤は、その関係が、安全、安心、安定したものであるということ、そのために、保護者、支援者、行政は努力をする必要があるということです。

虐待を受けて育った子どもたちは、この3つの「安」らぎが薄かったり、消えてしまったりした状況にあります。

虐待予防支援の活動は、長期的視点での「あんさんの里」づくり。虐待支援は「あんさんでない里」からの回復、あるいは新たな「あんさんの里」の提供です。